

長期欠席・不登校について

担当:教育支援課

令和2年度文科省調査

小学校

	長欠	内訳					小学校在籍数
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他	
国(国公私)	113,746	18,539	13	63,350	14,238	17,606	6,333,716
三重県(国公私)	1,590	201	0	832	266	291	92,079
鈴鹿市	297	49	0	78	63	107	10,749

中学校

	長欠	内訳					中学校在籍数
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他	
国(国公私)	174,001	25,888	20	132,777	6,667	8,649	3,244,958
三重県(国公私)	2,475	383	0	1,688	163	241	47,952
鈴鹿市	359	84	0	126	49	100	5,258

小中合計

	長欠	内訳					小中在籍数
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他	
国(国公私)	287,747	44,427	33	196,127	20,905	26,255	9,578,674
三重県(国公私)	4,065	584	0	2,520	429	532	140,031
鈴鹿市	656	133	0	204	112	207	16,007

小学校

	長欠	内訳				
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他
国(国公私)	1.80%	0.29%	0.00%	1.00%	0.22%	0.28%
三重県(国公私)	1.73%	0.22%	0.00%	0.90%	0.29%	0.32%
鈴鹿市	2.76%	0.46%	0.00%	0.73%	0.59%	1.00%

中学校

	長欠	内訳				
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他
国(国公私)	5.36%	0.80%	0.00%	4.09%	0.21%	0.27%
三重県(国公私)	5.16%	0.80%	0.00%	3.52%	0.34%	0.50%
鈴鹿市	6.83%	1.60%	0.00%	2.40%	0.93%	1.90%

小中合計

	長欠	内訳				
		病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他
国(国公私)	3.00%	0.46%	0.00%	2.05%	0.22%	0.27%
三重県(国公私)	2.90%	0.42%	0.00%	1.80%	0.31%	0.38%
鈴鹿市	4.10%	0.83%	0.00%	1.27%	0.70%	1.29%

長期欠席の分類

○「病気」

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。

（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」

家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。

○「不登校」

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）の数。

※「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意思はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「新型コロナウイルスの感染回避」

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないとして校長が判断した者の数。

○「その他」

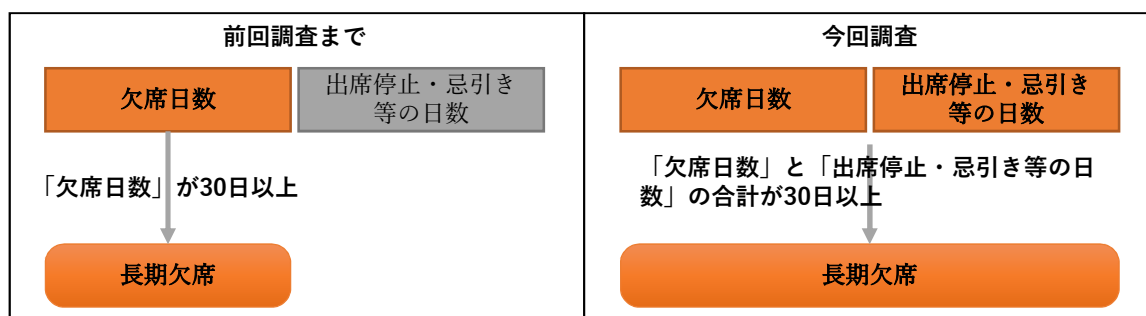
上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

※「その他の具体例」

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・「病気」、「経済的理由」、「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
<解説資料> 長期欠席の理由の選択方法について

今回調査では長期欠席の定義を変更し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「**欠席日数**」と「**出席停止・忌引き等の日数**」の合計が30日以上であることを長期欠席としています（「出欠の記録」の「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含める）。



また、**欠席理由の区分**として「**新型コロナウイルスの感染回避**」欄を新たに設けています。

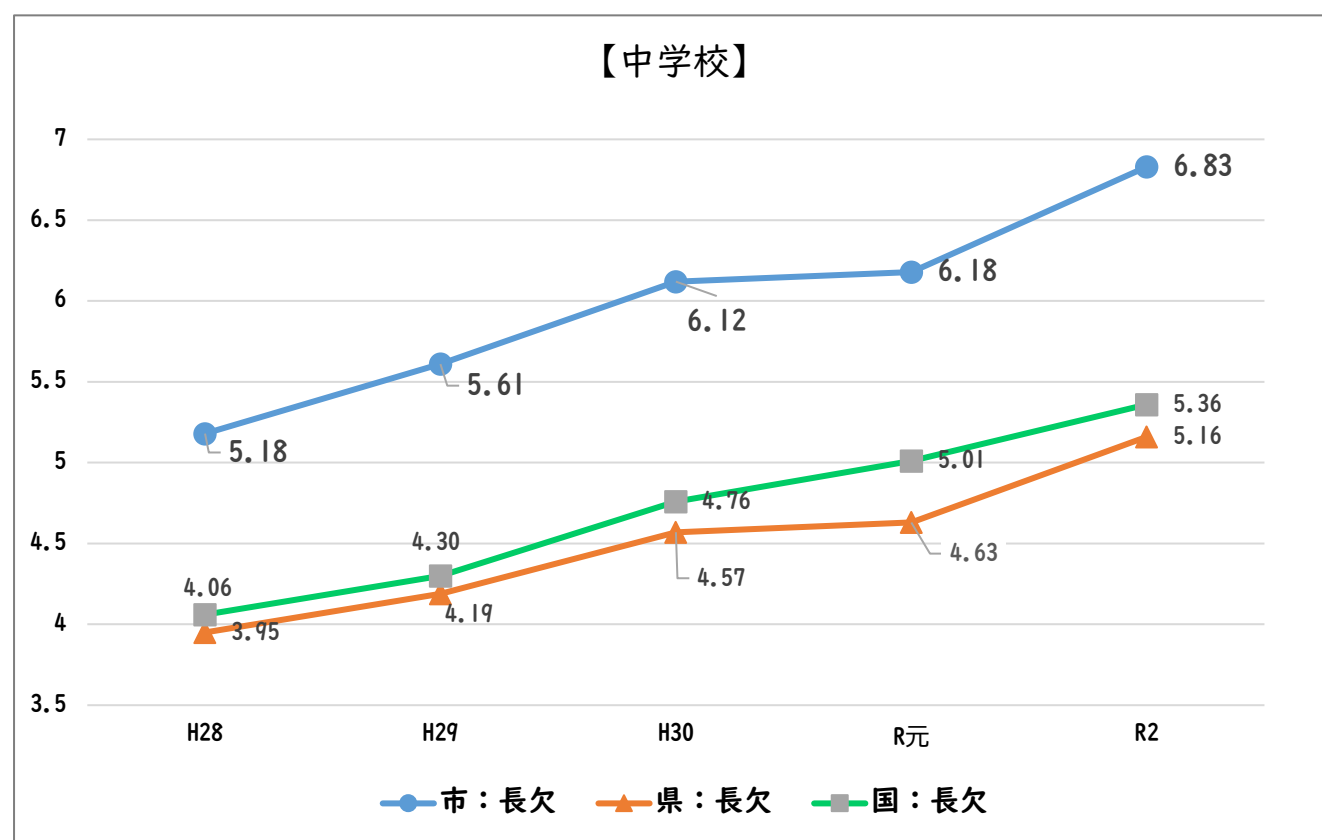
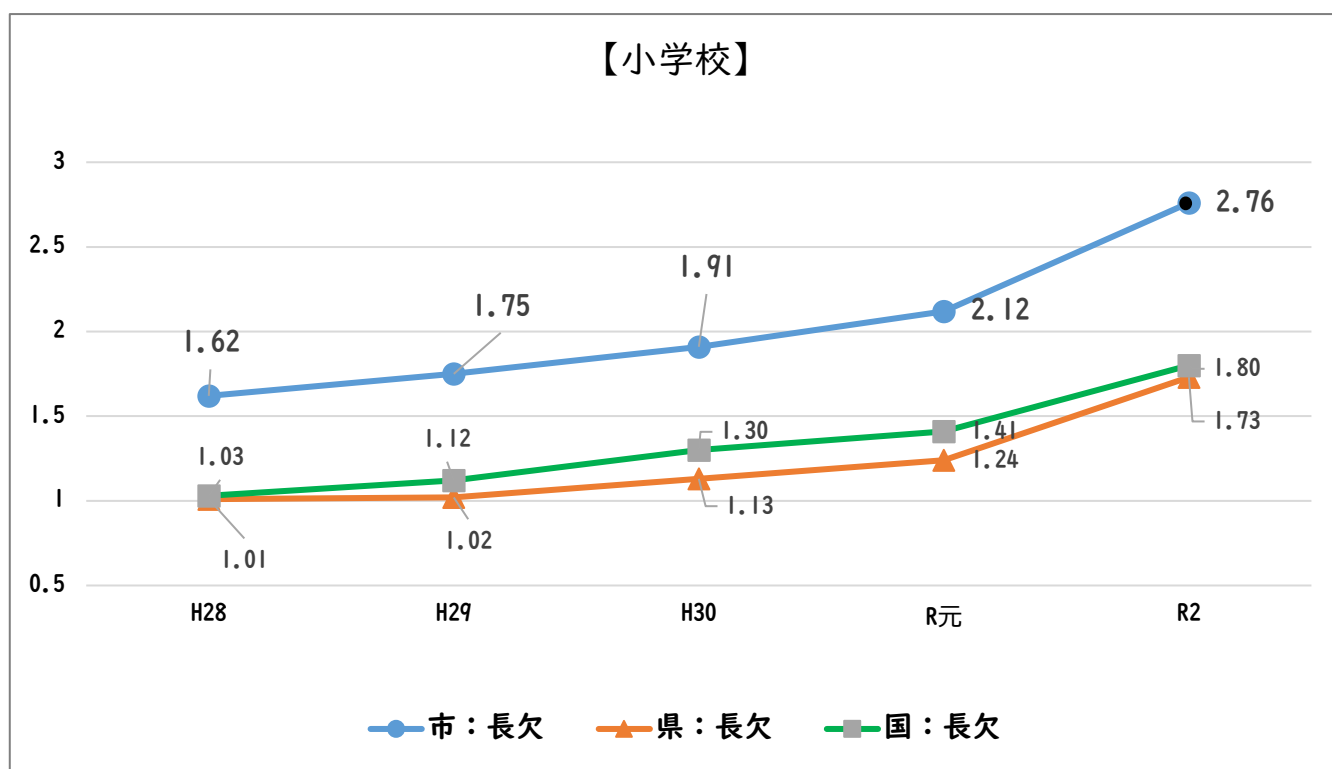
学年	小学校								新型コロナウイルスの 感染回避 (新規)	その他	合計
	病気	経済的 理由	不登校（A）								
			(A)のうち、 前回調査でも 不登校に 計上されて いた者	(A)のう ち、90日以上 欠席して いる者	うち、出席 日数が10日 以下の者	うち、出席 日数が0日 の者					
1年										0	
2年										0	
3年										0	

これらの変更は、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を文部科学省から示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正しく把握することができないと考えられること
- ・指導要録上の扱いにかかわらず、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正確に把握し、相談や支援の充実につなげていく必要があること
- ・感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであること等を踏まえたものです。

各学校におかれては、長期欠席に該当する児童生徒の特定や長期欠席の理由の選択に当たり御負担をおかけしますが、上記を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

全児童生徒に占める長期欠席の割合(国・県・市比較)



全児童生徒に占める不登校の割合(国・県・市比較)

